

特別養護老人ホーム吉井川荘運営推進会議設置運営規程

平成26年3月17日

組合訓令第 3号

改正 平成30年4月13日組合訓令第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、運営基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」）に基づき、「特別養護老人ホーム吉井川荘」（以下「事業所」という。）に設置する運営推進会議の運営に関し必要な事項を定める。

(運営推進会議の目的)

第2条 運営推進会議は、事業所の活動状況の報告を受け、それを評価し、必要な希望・助言を行い、実施状況の監視・評価を行うことを通じて、当該事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 事業所に運営推進会議を置く。

(構成員)

第4条 運営推進会議は、以下の各号に示す者により、組織する。

- (1) 吉井川荘家族の会 会長 1名
- (2) 美咲町民生児童委員会柵原支部長 1名
- (3) 赤磐市吉井地区民生委員児童委員協議会会長 1名
- (4) 美咲町区長協議会柵原分会会長 1名
- (5) 赤磐市吉井地区区長会会長 1名
- (6) 美咲町地域包括支援センター職員 1名
- (7) 赤磐市地域包括支援センター吉井分室職員 1名
- (8) 美咲町保険担当課長
- (9) 赤磐市吉井支所健康福祉課長

(任期)

第5条 運営推進会議の構成委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の成立及び議事)

第7条 運営推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

2 事業所は、予定される議事について、開催日前に、構成員に対し、文書により通知するものとする。

(開催計画)

第8条 事業所は、毎年度3月までに、翌年度の開催計画を作成し、運営推進会議の構成員に周知するものとする。

2 運営推進会議の開催は原則として奇数月の第2金曜日とし、年度毎に6回以上開催するものとする。

(記録の保管)

第9条 事業所は運営推進会議に係る記録を、開催日の翌日から起算して2年間、保管するものとする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、美咲町の関係条例を準用する。

附 則 (平成26年3月17日組合訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則 (平成30年4月13日組合訓令第14号)

この規程は、公布の日から施行する。